

V 三鷹市の 財政状況

～普通会計による分析～

平成 22 年度

- 1 決算額の推移と平成 22 年度決算
の特徴点
- 2 決算カードによる財政状況検証の
ポイント
- 3 財政指標の目標達成状況
- 4 「地方公共団体財政健全化法」に
よる健全化判断比率
- 5 財務諸表
- 6 財政比較分析表等について

地方自治体が、予算の執行を通じてどのような行政運営を行ったかをみるための基礎資料として活用されているのが「決算統計」です。

決算統計とは、地方自治法第 252 条の 17 の 5（組織及び運営の合理化に係る助言及び勧告並びに資料の提出の要求）第 2 項の規定に基づいて毎年実施されている「地方財政状況調査」による、全国自治体の決算に関するデータです。地方自治体の会計を「普通会計」と「公営事業会計」とに区分し、全国統一の基準による標準的な会計としての普通会計の決算数値を使用することにより、地方自治体間の財政状況の相互比較が可能となります。

ここでは、三鷹市の普通会計決算¹の数値に基づき、過去 10 年間の経年変化や平成 22 年度決算の特徴点をみるとともに、「第 3 次基本計画（第 2 次改定）」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

1 決算額の推移と平成 22 年度決算の特徴点

【図 V—1、2、3、4】は、平成 13 年度から平成 22 年度までの決算額を年度別に比較したものです。

決算額の 10 年間の推移と平成 22 年度決算からみた三鷹市の財政状況の特徴は、次のとおりです。

(1) 市税 ～三鷹市の歳入の根幹～

市税は、三鷹市の歳入の 5 割以上を占めており、市の財政における重要な財源となっています。この 10 年間の推移をみると、市税収入のうち、4 割～5 割が個人市民税、3 割～4 割が固定資産税（都市計画税を含む）となっています。平成 18 年度以降は、定率減税の廃止や所得割税率のフラット化が行われるとともに、納税義務者が増加してきたことなどから、個人市民税の伸びがみられ、その結果、市税収入全体も増加傾向を示していました。

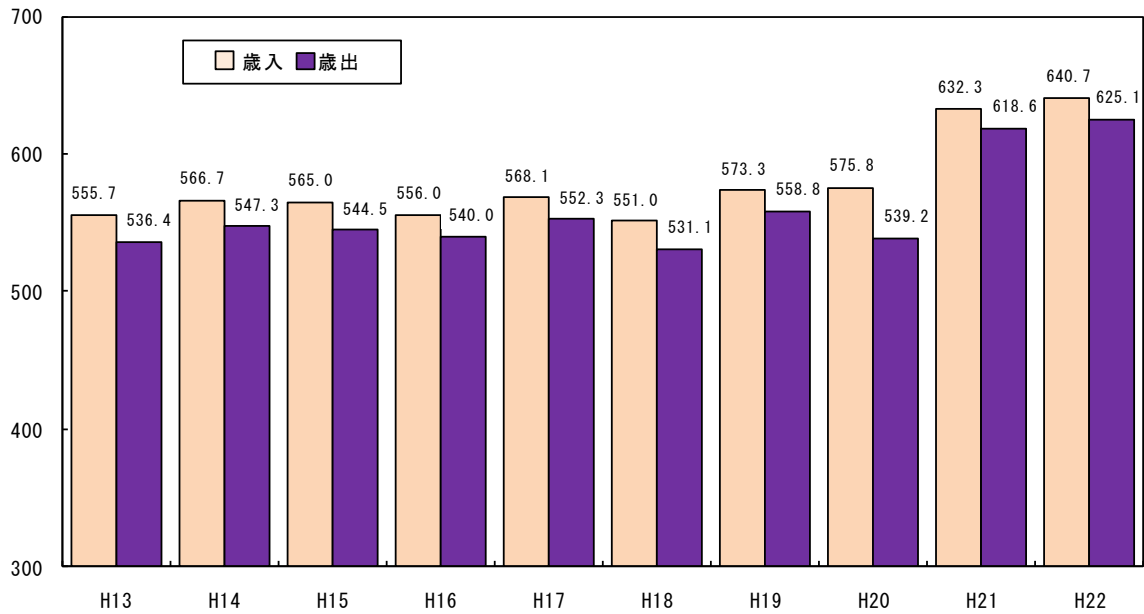
しかし、こうした要因を除くと、三鷹市における個人の所得状況は伸び悩みの状況が続いています。

平成 22 年度は、平成 20 年 9 月のリーマンショックを契機とする世界金融不況による厳しい経済状況を反映し、給与所得の減などによる個人市民税の大幅な減収がみられました。また、売渡本数の減による市たばこ税の減収などもあり、市税収入は、平成 21 年度に続き、前年度比でマイナスとなりました。

¹ 平成 18 年度までの三鷹市の普通会計は、一般会計（介護サービス事業に係る経費を除く）及び再開発事業特別会計を対象としていました。しかし、平成 19 年度から、再開発事業特別会計を廃止するとともに介護サービス事業に係る経費を特別会計に計上したことにより、原則として一般会計の額が普通会計の額となっています（ただし、障がい者施設の運営に関する経費を控除）。

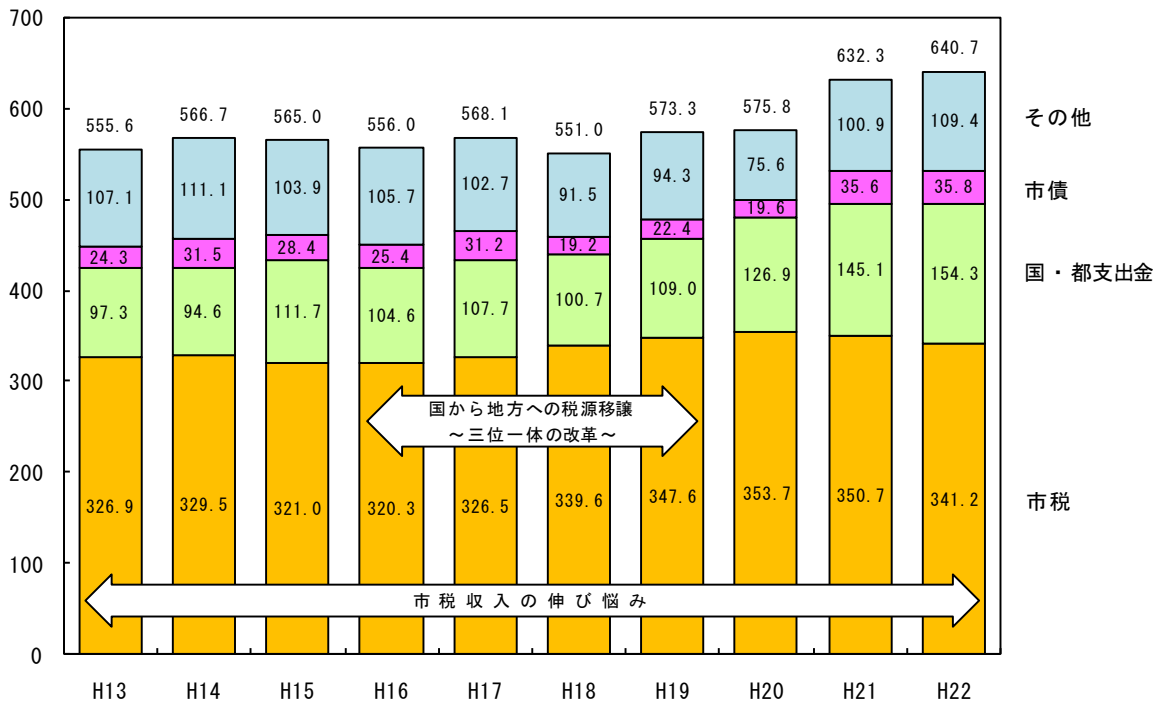
【図 V - 1】歳入歳出決算額の推移

決算額（億円）



【図 V - 2】歳入決算額の推移

決算額（億円）



(2) 普通建設事業費 ～「都市の更新・再生」への取り組み～

普通建設事業費とは、公共施設の新増設などの建設事業に要する投資的経費のことです。三鷹市は、市制施行直後から社会資本整備を積極的に進め、現在は都市としての「成熟期」を迎えています。そのため、今後の公共施設の計画的な維持・保全や耐震化などが求められていることから、平成 20 年 3 月に確定した「第 3 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）」において、「都市の更新・再生プロジェクト」を最重点プロジェクトに追加し、着実な取り組みを進めています。

平成 22 年度は、こうした都市再生の一環として、鷹南学園三鷹市立東台小学校や中央保育園・母子生活支援施設などの大規模な建替事業、小中学校などの耐震補強工事などに取り組んだことから、平成 21 年度に引き続き、普通建設事業費が増となっています。

(3) 扶助費 ～続く増加傾向～

社会保障制度の一環として支出する扶助費は、この 10 年間で約 2 倍に増えていきます。これは、昨今の社会・経済状況を反映した生活保護費の増、障害者自立支援法の施行に伴う介護給付費の増などによるものです。また、待機児童の解消として積極的に進めている保育園の増設も、扶助費の増につながっています。

さらに、平成 22 年度は、国の制度による子ども手当の支給の影響もあり、前年度比で約 29 億円の大幅な増となっています。

なお、扶助費の割合が高い民生費も、同様に増加傾向を示しており、歳出総額の約 45%を占めるに至っています。

(4) 市債・公債費 ～発行額の抑制と後年度負担の軽減～

歳入の市債は、市の借入金のこと、普通建設事業費などの財源としています。平成 22 年度は、平成 21 年度に引き続き「都市の更新・再生」に向けて積極的な活用を図りました。

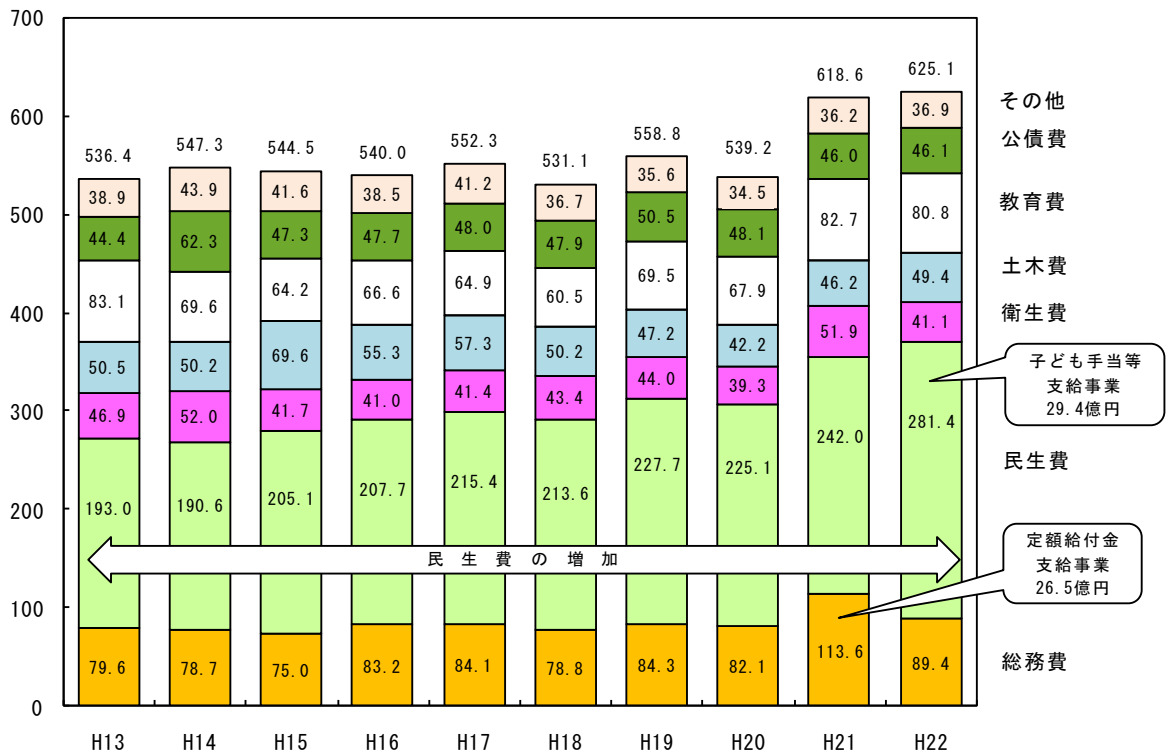
一方、歳出の公債費は、市債の償還金のこと、平成 18 年度にピークを迎えましたが（繰上分を除く通常償還分）、以後は減少傾向にあります。公債費の後年度負担を軽減するため、低利債への借換えや高金利債の繰上償還にも積極的に取り組んできており、平成 14 年度には、臨時財政対策債²を活用した実質的な低利債への借換えを、平成 20 年度には東京都からの借り入れである振興基金の繰上償還などを行ったところ、

今後、「都市再生」への取り組みを進めるにあたり、一定額の市債の借入が必要となりますが、計画的かつ適正な活用を図ることで、長期的には公債費は減少していくものと見込んでいます。

² 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、各地方公共団体が発行する地方財政法第 5 条の特例となる地方債のこと、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととされています。

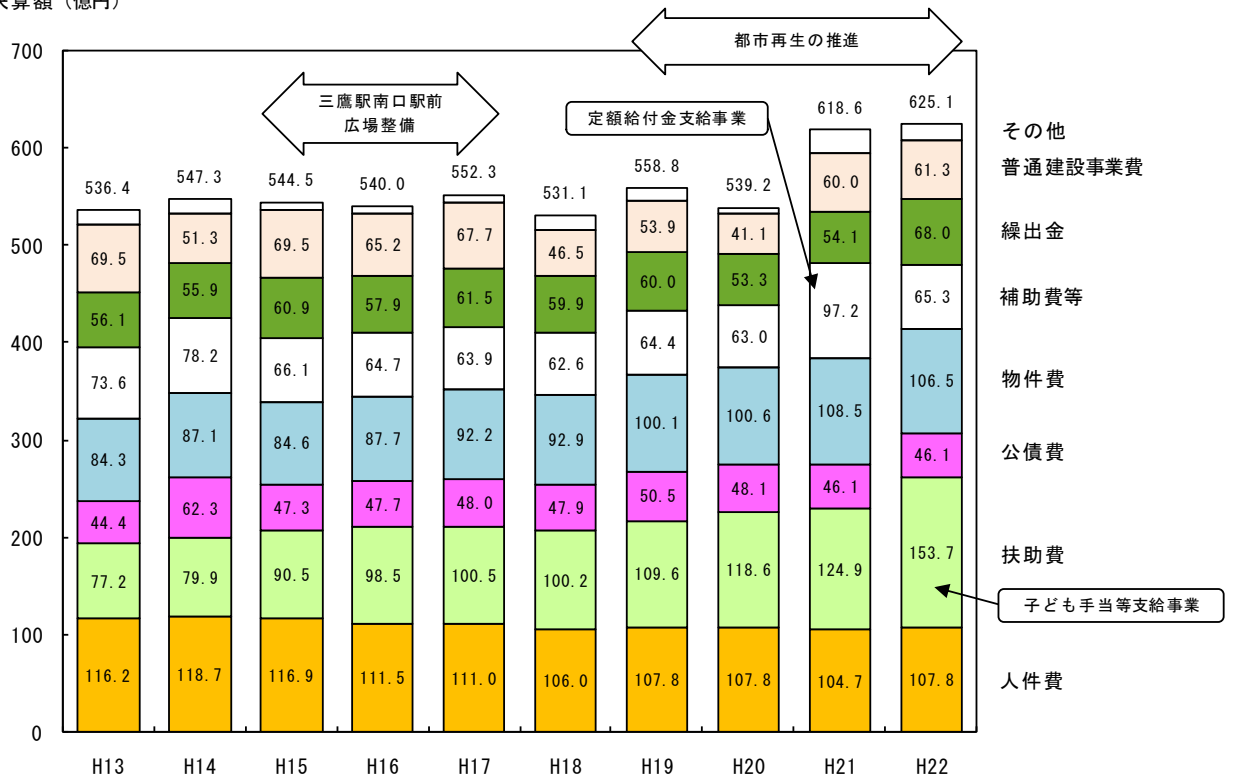
【図 V - 3】歳出決算額の推移（目的別）

決算額（億円）



【図 V - 4】歳出決算額の推移（性質別）

決算額（億円）



2 決算カードによる財政状況検証のポイント(『 』内は決算カードの項目を記載)

普通会計の決算額などの基礎数値を1枚のペーパーにまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントをご紹介します。なお、平成22年度以前の三鷹市の決算カードは、市のホームページや相談・情報課(市役所2階)で閲覧できます。また、総務省のホームページ(<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>)からは、全国自治体の決算カードが入手可能です。

(1) 他団体との比較 ⇒ 『市町村類型』

行政権能の相違を踏まえながら、人口と産業構造により全国の市町村を分類したものです。分類した結果、同じ類型に属する団体を類似団体といいます。

(2) 収支から見た経営状況 ⇒ 『決算収支の状況』

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額(形式収支)から、翌年度へ繰り越すべき財源³を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市税などの財源を住民福祉の向上などに充てることを基本としているため、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模⁴に占める実質収支の割合を実質収支比率といい、一般的には3~5%程度が望ましいとされています。

(3) 財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『指数等』

ア 財政力と地方交付税の依存度 ― 『財政力指数』

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額⁵を基準財政需要額⁶で除した数値(単年度の財政力指数)の過去3か年の平均値を財政力指数といいます。単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています。

³ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などに充てるべき財源のことをいいます。

⁴ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

⁵ 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額といいます。これは、自治体の一般財源(=標準財政規模)のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上で算定されることによります。

⁶ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要とする行政経費を算定するものではありません。

イ 財政構造の弾力性 ―― 『経常収支比率』

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられています（後掲3(1)）。『性質別歳出』では、人件費や物件費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担 ―― 『公債費比率、公債費負担比率』

公債費の財政負担を示す指標です（公債費比率については、後掲3(2)）。

公債費負担比率とは、公債費に充当された一般財源（「性質別歳出」の充当一般財源等）の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

エ 将来の財政運営

―― 『地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額、積立金現在高』

地方債現在高は、借入金の残高を示しています。また、債務負担行為⁷の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し今後の支出を約束した経費を示しています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

一方、積立金現在高は、将来の施策実現等のために積み立てた市の預金残高で、安定的な財政運営ができるよう、一定額の確保が必要となります。

(4) 財政運営の健全性・弾力性等 ⇒ 『健全化判断比率』

平成19年6月に「地方公共団体財政健全化法」が成立し、財政の健全度を測る指標として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました（後掲4）。

(5) 職員の配置状況と給与支給状況等 ⇒ 『一般職員』『特別職等』

一般職員の職員数や1人あたり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

(6) 各公営事業会計の経営状況 ⇒ 『公営事業の状況』

国民健康保険事業や下水道事業などの公営事業会計の収支状況と、収支の補てんである普通会計からの繰入金をみることにより、各公営事業の経営状況を把握できます。

(7) 市税の収入状況等 ⇒ 『市町村民税』

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、税収構造の特徴点を把握できます。

⁷ 複数年度にわたる大規模な建設事業や、将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容の一つとして定める必要があります。

平成 22 年度 決算カード

平成 22 年度 決算状況		団体コード	132047	市町村類型	IV-3		
		団体名	三鷹市	22年度交付税種地区分	II-10		
人 口		指定団体等の状況	事務の共同処理の状況	指 数 等			
国調	22年	186,083人	過疎 (首都) 山村 (近郊整備) 離島 (既成市街地) 不交付 広域行政圏	<ごみ・し尿処理> ・東京たま広域資源循環組合 ・ふじみ衛生組合 <収益事業>	基準財政需要額	22,763,052千円	
	増減率(22/17)年	5.1%			面積	16.50km ²	基準財政収入額
住民基本台帳	23.3.31	176,462人	面積	<その他> ・東京都市町村総合事務組合 ・東京都後期高齢者医療広域連合	標準財政規模	35,402,795千円	
	対前年増減率	△0.2%			対前年増減率	△0.2%	財政力指数
23.3.31現在 (参考) 65歳以上人口		33,952人			実質収支比率	3.6%	
決算収支の状況		平成22年度 千円	平成21年度 千円		経常一般財源等比率	98.4%	
1 歳入総額	A	64,071,102	63,232,912	<その他> ・東京都市町村総合事務組合 ・東京都後期高齢者医療広域連合	公債費比率	7.9%	
2 歳出総額	B	62,513,017	61,863,322		起債制限比率	7.5%	
3 歳入歳出差引額(A-B)	C	1,558,085	1,369,590		公債費負担比率	10.7%	
4 翌年度へ繰り越すべき財源	D	269,623	49,273		経常収支比率	90.4%	
5 実質収支(C-D)	E	1,288,462	1,320,317		地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)	40,847,861千円	
6 単年度収支	F	△31,855	△583,886		債務負担行為の B 翌年度以降支出予定額	21,276,332千円	
7 積立金	G	1,013,180	995,105		積立金現在高 C (うち財政調整基金)	9,166,614千円 (3,695,184)	
8 繰上償還額	H	0	0		A+B-C	52,957,579千円	
9 積立金取崩し額	I	830,000	0		土地開発基金現在高	0千円	
10 実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	151,325	411,219		積立基金取崩し額	3,020,879千円	
					取益事業収入	0千円	
					健全化判断比率※		
					実質赤字比率	- (11.59)%	
					連結実質赤字比率	- (16.59)%	
					実質公債費比率	4.1 (25.0)%	
					将来負担比率	35.3 (350.0)%	
一 般 職 員 (23.4.1現在)				特 別 職 等 (23.4.1現在)			
区 分	職 員 数	4月分給料支払総額	1人当たり支給月額	区 分	改定実施年月日	一人当たり平均給料(報酬)月額	
	A 人	千円 B	B/A 円				
一般職員	959	321,527	335,300	市町村長	7.12.1	1,050,000	
うち技能労務職	103	35,196	341,700	副市長	7.12.1	890,000	
教育公務員	1	416	415,500	教育長	7.12.1	830,000	
消防職員	0	0	0	議長	7.12.1	640,000	
臨時職員	0	0	0	副議長	7.12.1	580,000	
合 計	960	321,943	335,400	議員	7.12.1	550,000	
公 営 事 業 の 状 況	事業名	法適用	実質収支額	普通会計からの繰入金	職員数	議員数 (28人)	
			千円	千円	人		
	国民健康保険(事業勘定)	○	185,110	2,752,220	21	加入世帯数	30,169世帯
	老人保健医療	○	0	0	0	被保険者数	46,146人
	後期高齢者医療	○	10,669	245,524	4	一世帯当たり保険税調定額	132,609円
	下水道事業	無	13,992	989,744	19	被保険者1人当たり保険税調定額	86,696円
	介護保険事業(保険勘定)	○	85,547	1,443,819	19	被保険者1人当たり費用	330,955円
	介護サービス事業	無	5,304	317,012	0	保険税(料)	3,902,197千円
						保険給付費	10,556,432千円
						老人保健拠出金	31,324千円
					後期高齢者支援金等	1,948,940千円	
					前期高齢者納付金等	3,380千円	
					介護給付費納付金	829,552千円	

※()書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出									
区 分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当一般財源等 千円	経常収支比率 %				
											地方税	34,116,347	53.3	31,687,523
地方譲与税	280,243	0.4	280,243	0.8	うち職員給	6,695,906	10.7	5,763,386	5,680,862	15.4				
利子割交付金	247,345	0.4	247,345	0.7	扶助費	15,372,955	24.6	4,102,812	4,102,812	11.1				
配当割交付金	93,335	0.2	93,335	0.3	公債費	4,614,199	7.4	4,588,363	4,548,788	12.3				
株式等譲渡所得割交付金	28,759	0.0	28,759	0.1	内 元利償還金	4,613,140	7.4	4,587,304	4,547,729	12.3				
地方消費税交付金	1,817,996	2.8	1,817,996	5.2	内 一時借入金利子	1,059	0.0	1,059	1,059	0.0				
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	小 計	30,761,960	49.2	18,381,738	18,183,173	49.2				
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	物件費	10,650,602	17.0	7,729,150	6,144,068	16.6				
自動車取得税交付金	165,939	0.3	165,939	0.5	維持補修費	298,365	0.5	201,704	201,704	0.5				
地方特例交付金等	273,156	0.4	273,156	0.8	補助費等	6,527,266	10.5	5,785,186	5,177,132	14.0				
地方交付税	29,284	0.1	0	0.0	積立金	1,314,391	2.1	1,098,439						
内 普通	0	0.0	0	0.0	投資及び出資金・貸付金	16,500	0.0	0	0	0.0				
内 特別	29,284	0.1			繰出金	6,803,616	10.9	6,446,714	3,678,003	10.0				
交通安全対策特別交付金	23,582	0.0	23,582	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0						
国有提供施設所在地交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	6,140,317	9.8	1,814,492						
小 計	37,075,986	57.9	34,617,878	99.4	うち人件費	132,384	0.2	132,384	歳入一般財源等 43,015,508千円					
分担金・負担金	432,415	0.7	0	0.0	普通建設事業費	6,129,390	9.8	1,803,565	経常経費充当一般財源等 33,384,080千円					
使用料	820,298	1.3	215,157	0.6	内 補助	1,868,100	3.0	63,162						
手数料	593,919	0.9	0	0.0	内 単独	4,214,675	6.7	1,733,788						
国庫支出金	9,465,442	14.8			内 其他	46,615	0.1	6,615	減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を歳入経常一般財源等に加えない場合の経常収支比率					
都支出金	5,960,352	9.3			災害復旧事業費	10,927	0.0	10,927						
財産収入	1,000,205	1.6	1,940	0.0	失業対策事業費	0	0.0	0						
寄附金	216,372	0.3			合 計	62,513,017	100.0	41,457,423	95.8%					
繰入金	3,076,837	4.8												
繰越金	1,369,590	2.1												
諸収入	476,186	0.7	1,540	0.0										
地方債	3,583,500	5.6												
(うち減収補てん債特例分)	(0)	(0.0)												
(うち臨時財政対策債)	(2,100,000)	(3.3)												
合 計	64,071,102	100.0	34,836,515	100.0										
市 町 村 民 税							目 的 別 歳 出							
区 分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × $\frac{100}{75}$ 千円	超過課税分 収入済額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円					
										市 町 個人分	16,027,739	47.0	△5.9	15,377,809
市 町 法人分	1,341,802	3.9	8.8	844,946	90,454	総 務 費	8,935,389	14.3	7,817,862					
固定資産税	13,007,795	38.1	0.9	12,915,345		民 生 費	28,143,696	45.0	14,004,419					
軽自動車税	67,207	0.2	△0.1	68,085		衛 生 費	4,105,941	6.6	2,763,259					
市町村たばこ税	807,893	2.4	△20.1	899,943		労 働 費	294,110	0.5	112,727					
鉱 産 税	0	0.0	0.0			農 林 水 産 業 費	163,206	0.3	136,262					
特別土地保有税	0	0.0	0.0			商 工 費	381,331	0.6	323,500					
法定外普通税	0	0.0	0.0			土 木 費	4,942,016	7.9	3,219,279					
目的税	2,863,911	8.4	1.0	442,745		消 防 費	2,308,595	3.7	2,196,718					
内 入湯税	2,044	0.0	△63.0			教 育 費	8,080,843	12.9	5,767,531					
内 事業所税	433,043	1.3	1.0	442,745		災 害 復 旧 費	10,927	0.0	10,927					
内 都市計画税	2,428,824	7.1	1.2			公 債 費	4,614,199	7.4	4,588,363					
法定外目的税	0	0.0	0.0			諸 支 出 金	92,585	0.1	76,611					
旧法による税	0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0					
合 計	34,116,347	100.0	△2.7	30,548,873	90,454	合 計	62,513,017	100.0	41,457,423					
納税義務者数 平成22年度大規模事業(単位:百万円)														
個 均 等 人 割	人 93,005	①鷹南学園東台小学校建替事業	1,017	⑥井の頭二丁目公園整備事業	214	徴 収 率	区 分	現年 課税分%	滞納 繰越分%	合 計 %				
		②三鷹都市計画道路3・4・13号線(牟礼)	517	⑦三鷹都市計画道路3・4・7号線(連雀)	175						市町村税合計	98.4	26.3	94.5
法 税 人 割	人 4,402	②整備事業		⑦通り)整備事業		市町村税合計 (徴収猶予分を除く)	98.4	(98.4)	(26.3)	(94.5)				
		③学校耐震補強事業	404	⑧中央保育園・母子生活支援施設建替事業	159						うち市町村民税	97.8	23.2	92.4
		④鷹南学園第五中学校体育館建替事業	274	⑨私立保育園緊急整備事業	128						うち純固定資産税	98.9	33.8	96.5
		⑤市道第135号線整備事業	236	⑩大沢コミュニティ・センター大規模改修事業	102	国民健康保険税(料)	91.4	27.5	79.7					

3 財政指標の目標達成状況

三鷹市は、「創造的な自治体経営」を目指し、「第3次基本計画」で設定した主要財政指標（【図V-5】）の目標達成を図りながら、行財政改革の推進など経営改善に取り組んでいます。ここでは、主要な財政指標の過去10年間の推移をみるとともに、近隣市との比較等を行います。

なお、この主要財政指標の目標値については、平成24年3月に確定した「第4次三鷹市基本計画」で、改定をしました。

【図V-5】第3次基本計画期間における主要な財政目標の推移

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	前期			中期			後期			
							← 第3次基本計画（第2次改定） →			
経常収支比率	概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			概ね80%台を維持			
公債費比率	概ね15%を超えないこと			概ね13%を超えないこと			概ね12%を超えないこと			
実質公債費比率 (準公債費比率)	概ね19%未満であること			概ね17%を超えないこと			概ね16%を超えないこと			
人件費比率	(120人の職員定数の見直し)			概ね25%を超えないこと			概ね24%を超えないこと			

※ 第3次基本計画は、計画期間を4年ごとの3期（前期・中期・後期）に分け、見直し（ローリング）を規定しています。この場合、前期の最終の年度であり中期の最初の年度である16年度と、中期の最終の年度であり後期の最初の年度である19年度については、調整期間としています。

※ 平成23年度に、平成34（2022）年度を目標年次として、三鷹市の次期総合計画となる第4次基本計画を策定しました。第4次基本計画における主要な財政目標は以下のとおりです。

- 経常収支比率：概ね80%台を維持（特殊要因による場合にあっては90%台前半に抑制）
- 公債費比率：概ね10%を超えないこと
- 実質公債費比率：概ね7%を超えないこと
- 人件費比率：概ね22%を超えないこと

(1) 経常収支比率 ≪目標値 概ね 80%台を維持≫

ア 経常収支比率とは

経常収支比率は、財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方消費税交付金を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみるものです。

通常は分子の経常経費に充当された一般財源より、分母の経常的な一般財源の方が大きいため、100%を下回ります。この比率が低いほど、臨時の財政需要に対して対応できる余裕をもつことになり、一般に都市部にあっては70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。

近年、都市部の自治体では、施設建設が進むなど一定の都市基盤整備が整い、都市としての成熟期を迎えたことで維持管理経費が中心となるため、経常経費が上昇する傾向にあります。

【経常収支比率の算出方法】

$$\text{経常収支比率 (\%)} = \frac{A}{B + C + D} \times 100$$

- A 経常経費充当一般財源等（毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源）
- B 経常一般財源等（地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源）
- C 減税補てん債
- D 臨時財政対策債

平成13年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えることになりました。なお、平成19年度より減税補てん債は廃止になりました。

イ 経常収支比率の推移（【図V-6】）

三鷹市における推移をみると、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだことにより、平成21年度までは目標とする「80%台の維持」を確保してきました。

ウ 平成22年度の経常収支比率

平成22年度の経常収支比率は90.4%となりました。

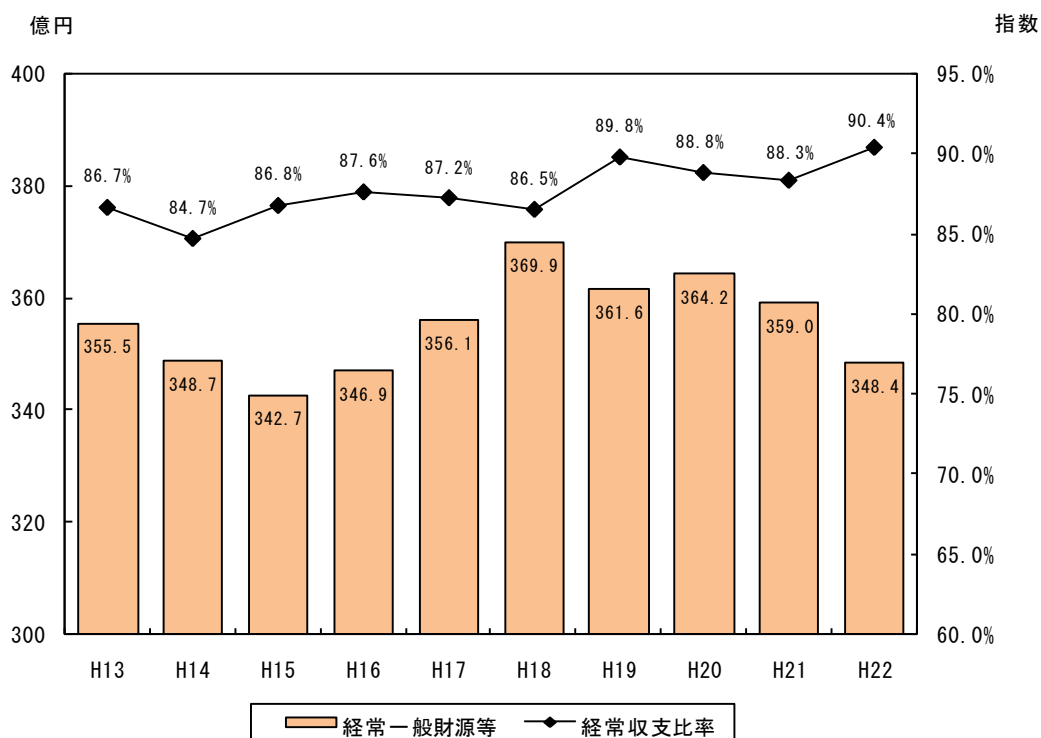
比率算定の分母となる「経常一般財源等」では、景気低迷に伴い個人市民税の減などにより、市税が9億8,242万9千円（3.0%）の大幅な減となったことなどから、分母全体で10億6,632万1千円（2.8%）の減となりました。

また、分子となる「経常経費充当一般財源」では、後期高齢者医療制度への負担金や介護保険給付費の増などによる繰出金の増や、退職手当の増などによる人件費の増があるものの、「三鷹市行財政改革アクションプラン2010」の最終年次として「事務事業総点検運動」に着手するなど、一層の経費削減を図ったことから、全体で1億8,151万5千円（0.5%）の減となりました。

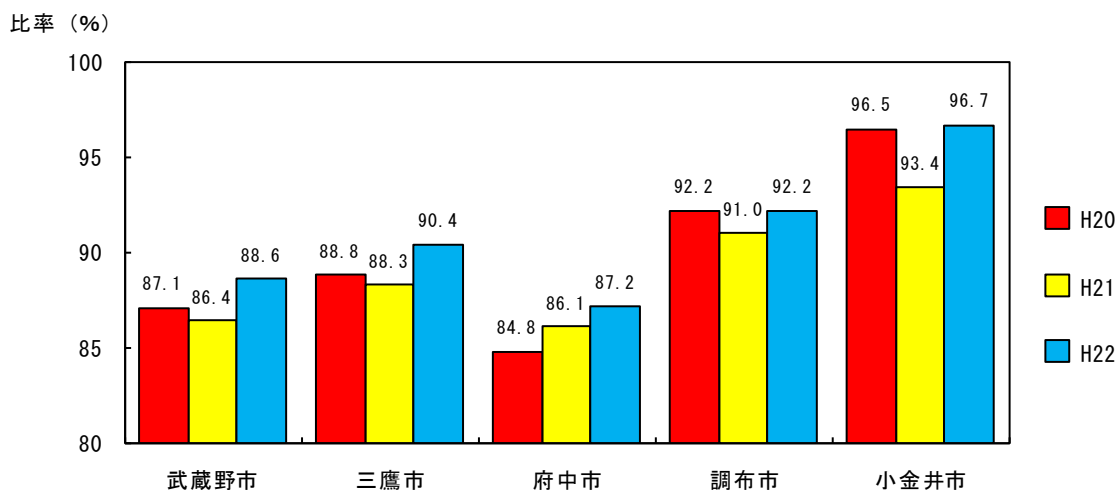
このように、分母の減が分子の減を上回ったことから、前年度の88.3%から2.1ポイントの増となりました。

なお、本年度は、国が東京都全体分として配分した生活保護費等国庫負担金に不足が生じ、不足分については都内全ての自治体に対し翌年度に追加交付が行われることとなりました。そのため、三鷹市においても本来国が負担すべき生活保護費等国庫負担金1億7,499万円を一般財源で補てんすることとなり、これが比率算定における分母の増の一要因になっています。この影響額を除くと、平成22年度の経常収支比率は89.9%となります。

【図V-6】三鷹市経常収支比率の推移



【図V-7】近隣市経常収支比率の比較



(2) 公債費比率 ≪目標値 概ね 12%を超えないこと≫

ア 公債費比率とは

公債費比率とは、地方債の元利償還金（公債費）に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。公債費比率の値が大きいほど、いわゆる借金返済のための割合が高くなり、他の事業に充てる財源の割合が低くなることを意味しており、財政構造の健全性を維持するためには、公債費比率が 10%を超えないことが望ましいとされています。

【公債費比率の算出方法】

$$\text{公債費比率 (\%)} = \frac{A - B - C}{D + E - C} \times 100$$

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 元利償還金に充当された特定財源
- C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模
- E 臨時財政対策債発行可能額

イ 公債費比率の推移（【図 V - 8】）

三鷹市では、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めており、平成 13 年度以後は 10%を下回る状況が続きましたが、平成 15 年度に引き継いだ武蔵野三鷹地区保健衛生組合債の償還などにより、平成 16 年度と平成 17 年度は 10%台になりました。しかし、この 2 か年が近年の公債費比率のピーク（公債費の支出のピークは平成 18 年度）であり、その後は減少傾向となっています。

ウ 平成 22 年度の公債費比率

平成 22 年度の公債費比率は 7.9%で、前年度と比較すると 0.3 ポイント上昇しています。これは、市税収入の減に伴い、比率算定において分母となる標準財政規模が減となったことなどによるもので、繰上償還の影響額を除くと、公債費の実支出額は前年度と比較して減となっています。

(3) 実質公債費比率　　《目標値　概ね 16%を超えないこと》

ア 実質公債費比率とは

実質公債費比率は、市債の元利償還金の他に公債費類似経費（公営企業の公債費に対する繰出金、一部事務組合の公債費への負担金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるものなど）を加えた実質的な公債費に充当された一般財源の、標準財政規模に占める比率をいいます。この比率が3か年平均値で18%を超えると、地方債を発行する際、公債費負担適正化計画の策定を前提に総務大臣等の許可を受けることが必要となり、25%以上の団体は、財政健全化計画の策定を前提に総務大臣等の許可を受ける「財政健全化団体」となります。

なお、この実質公債費比率は、平成17年度決算から、従来の準公債費率に変えて新たに財政指標として加わったものです。平成19年度からは「地方公共団体財政健全化法」に基づく健全化判断比率の一つとして位置付けられるとともに、算出にあたり、元利償還金等に充当することのできる特定の歳入に都市計画税を算入するなど、算定方法が変更されました（162・163ページ参照）。

【実質公債費比率の算出方法】

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{((A + B) - (C + D))}{(E + F - D)} \times 100$$

（3か年平均）

- A 地方債の元利償還金（繰上償還等を除く。）
- B 地方債の元利償還金に準ずるもの（「公債費類似経費」）
- C 元利償還金又は公債費類似経費に充当される特定財源
- D 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- E 標準財政規模
- F 臨時財政対策債発行可能額

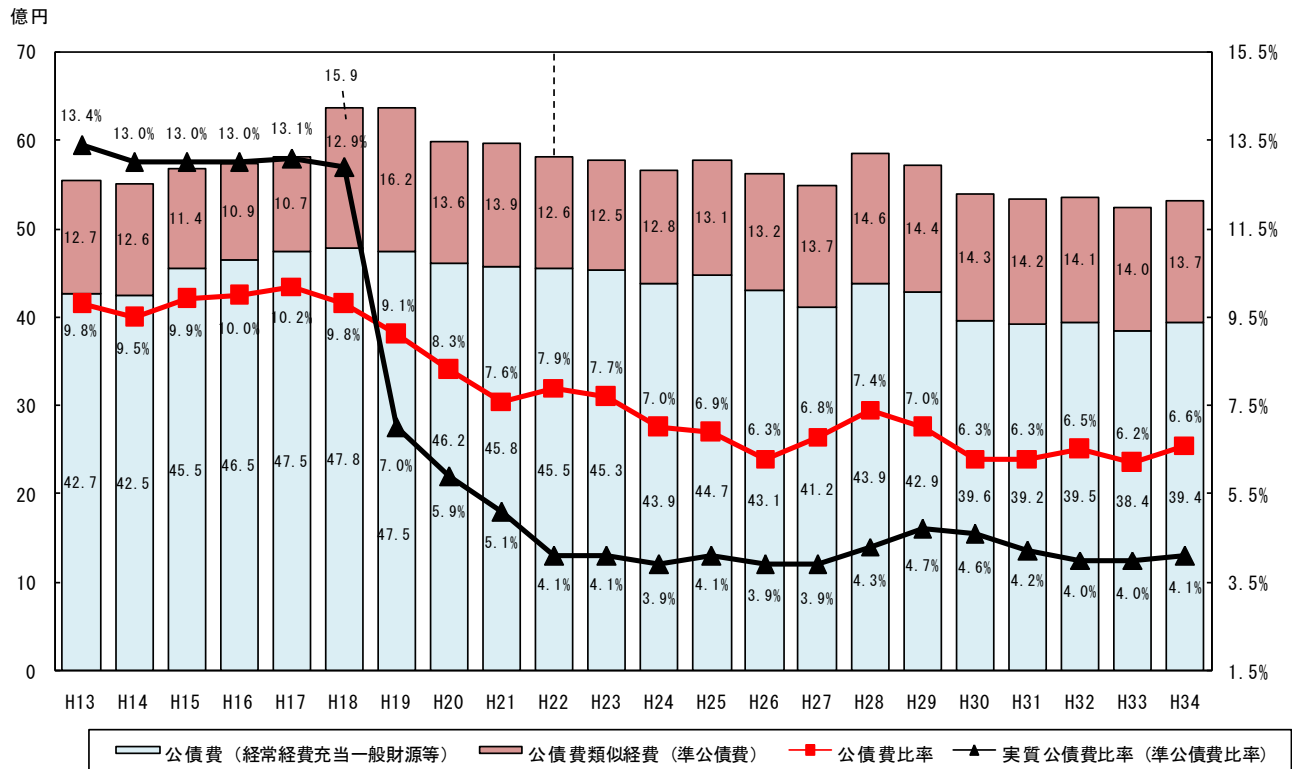
イ 実質公債費比率の推移（【図V-8】）

公債費比率と同様、市債発行の抑制と繰上償還等により後年度負担の抑制に努めていることにより、現在の算出方法が導入された平成19年度から毎年減少しています。前述の公債費比率を含め、目標値を下回り推移していることから、第4次基本計画では、さらに厳しい数値目標を設定しました。

ウ 平成22年度の実質公債費比率

平成22年度の実質公債費比率は4.1%で、前年度と比べて1.0ポイントの減となりました。これは、比率算定において分母となる標準財政規模が減となったものの、分子となる地方債の元利償還金、準元利償還金に準ずるものにおいても、新ごみ処理施設建設に係るふじみ衛生組合への負担金の減の影響などがあり、分子の減が分母の減を上回ったことによるものです。

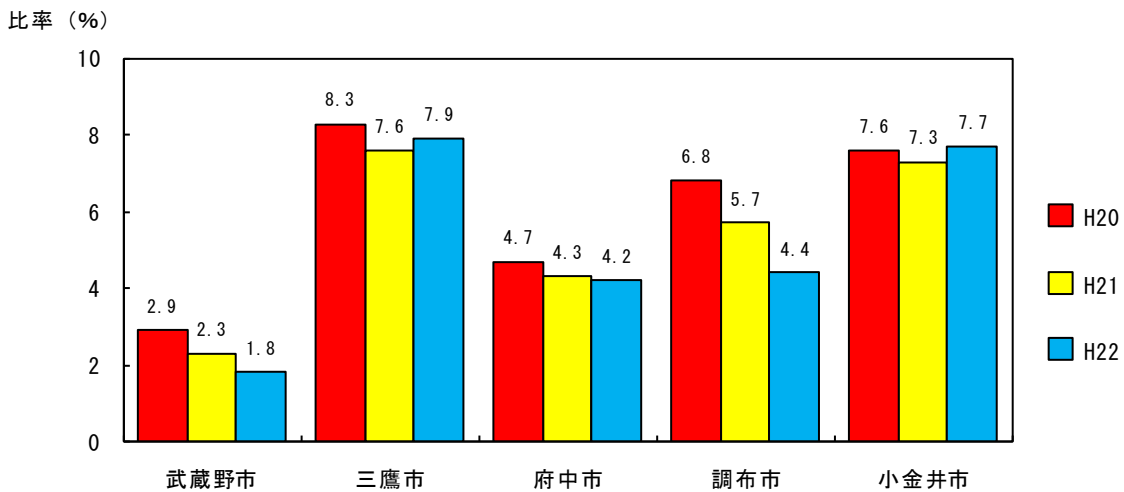
【図V-8】三鷹市公債費（準公債費）比率・実質公債費比率の推移と見込み



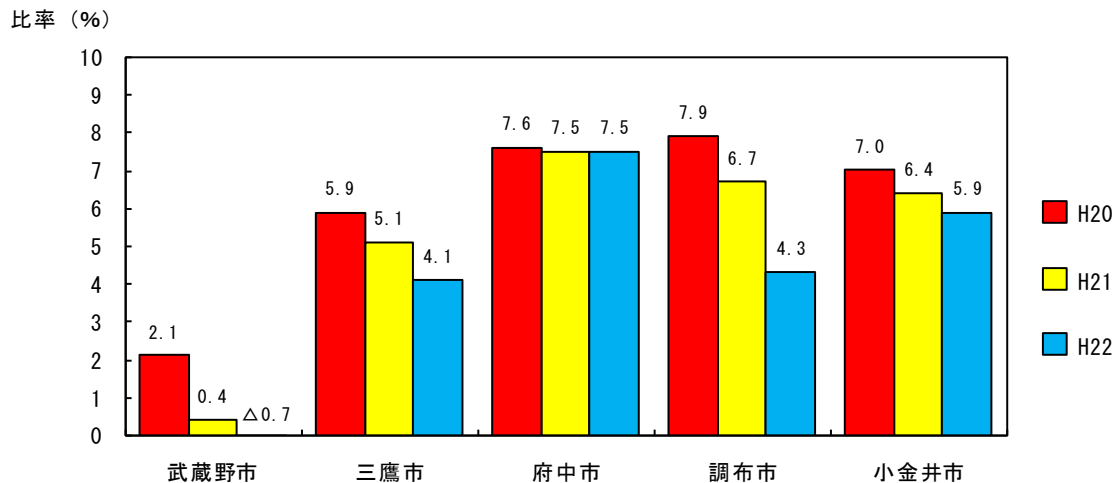
※ 【図V-8】では、平成22年度までは実績額、平成23年度は決算見込額、平成24年度は当初予算額、平成25年度以降は推計額（新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る起債見込額を含む）を記載しています。なお、平成25年度以降は、暫定利用している井口地区の総合スポーツセンター（仮称）建設用地などの売却時期を平成29年度と仮定し、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る市債発行見込額約152億円のうち、売却収入見込額約68億円分を繰上償還する想定で試算しています。（158・159ページ参照）

※ 平成18年度から準公債費比率の算定が廃止され、「地方公共団体財政健全化法」による新しい財政指標として実質公債費比率が用いられています。そのため、本図の平成17年度以前は準公債費比率、平成18年度以降の数値は、実質公債費比率を表示しています。

【図 V-9】 近隣市公債費比率の比較



【図 V-10】 近隣市実質公債費比率の比較



～「都市再生」に係る公債費及び市債残高の推計～

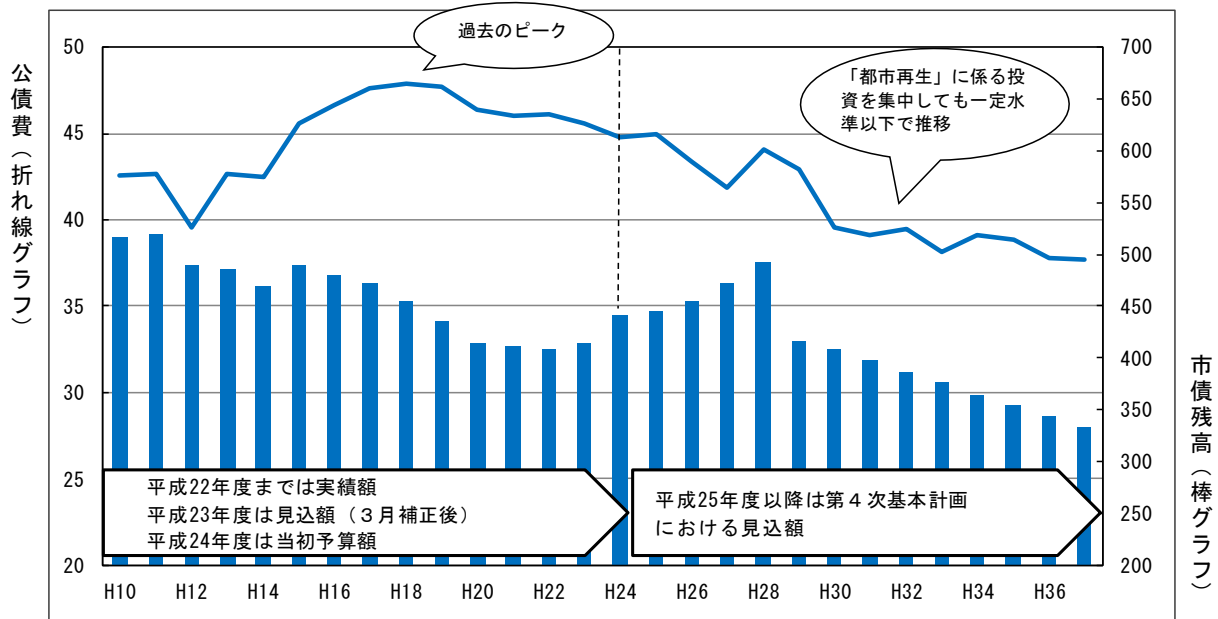
三鷹市では、高度経済成長期に整備した施設の老朽化が進み、社会資本の改修や建替えの時期が順次到来しつつあります。今後、公共施設の計画的な保全と施設の老朽度等に応じた緊急的な対応を図りつつ、着実に「都市再生」を推進するには、集中的な資本投下が必要な状況にあります。

新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の実施にあたっては、独立行政法人都市再生機構の防災公園街区整備事業として国庫補助金を活用するなど財源確保の創意工夫を図るとともに、井口特設グラウンド用地などの売払いを行い、市民負担の抑制を図ったうえで、世代間負担の公平の観点から、一定の地方債を活用することを想定しています。公債費は、現状水準以下で推移することから、今後も財政の健全性を確保しながら、持続可能な自治体経営を推進していきます。

なお、決算カード（150・151 ページ参照）における「債務負担行為限度額」及び「債務負担行為の翌年度以降支出予定額」は、平成 22 年度に債務負担行為を設定した新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業により、前年度と比較して大幅な増となっています。

《参考》「都市再生」に係る公債費及び市債残高の推計

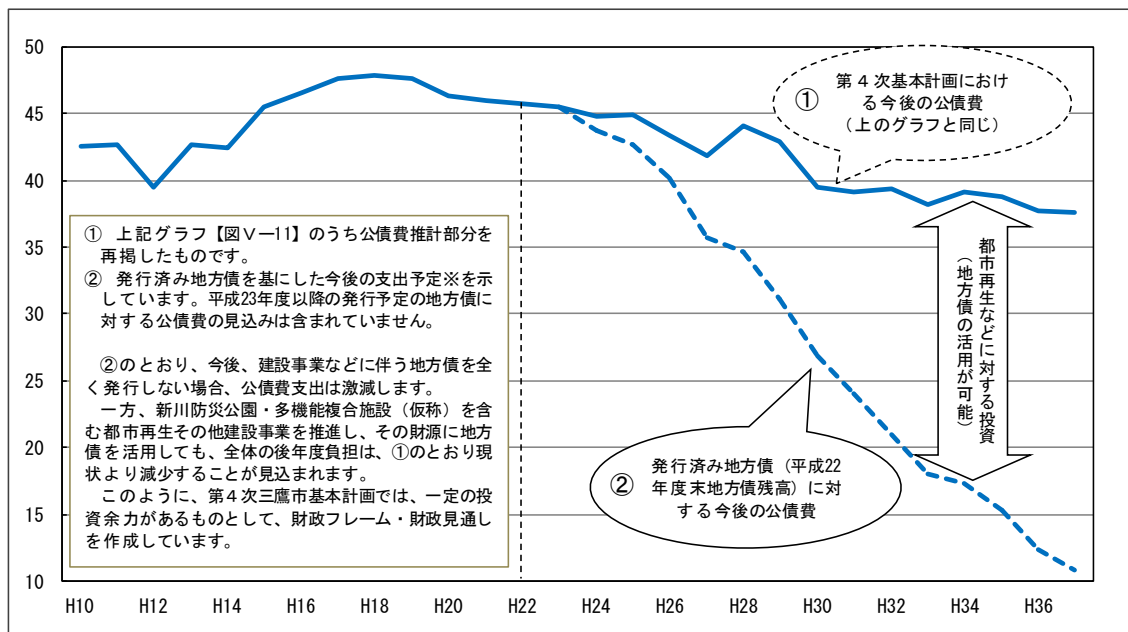
(単位：億円)



※ 暫定利用している井口地区の総合スポーツセンター（仮称）用地などの売却時期を平成 29 年度と仮定して、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業に係る市債発行見込額約 152 億円のうち、売却収入見込額約 68 億円分を繰上償還する想定で推計しています。このようなことから、平成 29 年度末の市債残高が大きく減少するとともに、平成 30 年度以降の公債費の負担が大きく減少します。

《参考》発行済み地方債に基づく公債費推計との比較による「投資余力」について

(単位：億円)



※ 発行済み地方債（平成 22 年度決算統計 36 表）に準じて、今後の公債費を推計したものです。

(4) 人件費比率 ≪目標値 概ね 24%を超えないこと≫

ア 人件費比率とは

歳出決算に占める人件費の構成比率を人件費比率といいます。

人件費は、報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費で、扶助費、公債費とともに義務的経費であり、多くが経常的経費です。そのため、この比率が大きいと財政運営の硬直化につながるとされています。

また、人件費は定年退職者数によって年度間で増減する傾向があり、人件費比率もほぼ連動して変化するものです。

【人件費比率の算出方法】

$$\text{人件費比率 (\%)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

イ 人件費比率の推移（【図 V-11】）

行財政改革に取り組む中で、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の配置による職員定数の見直しを進めています。

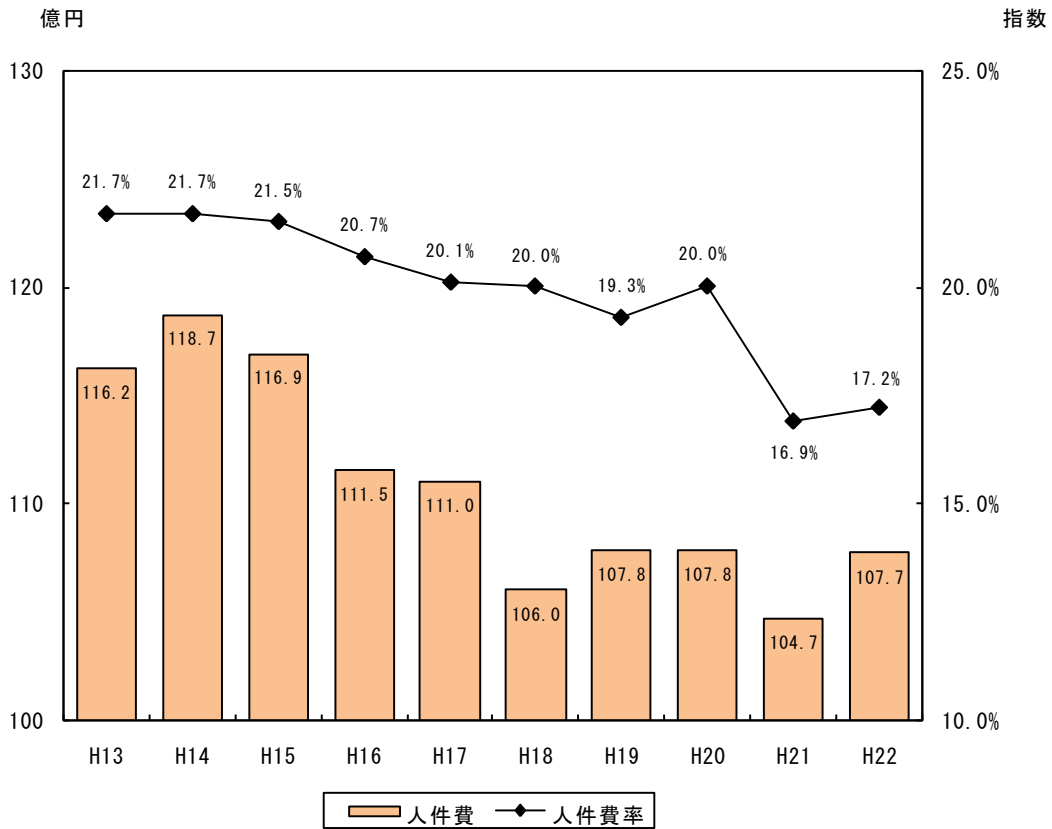
普通会計の一般職員数は、平成 13 年度に 1,079 人であったものが、平成 22 年度に 960 人となり、この 10 年で 119 人の減となっています。

こうした見直しに加え、平成 12 年度に職務給制度を導入したことや、各種手当の見直しを進めたことにより、退職金を除いた職員人件費は年々減少しています。

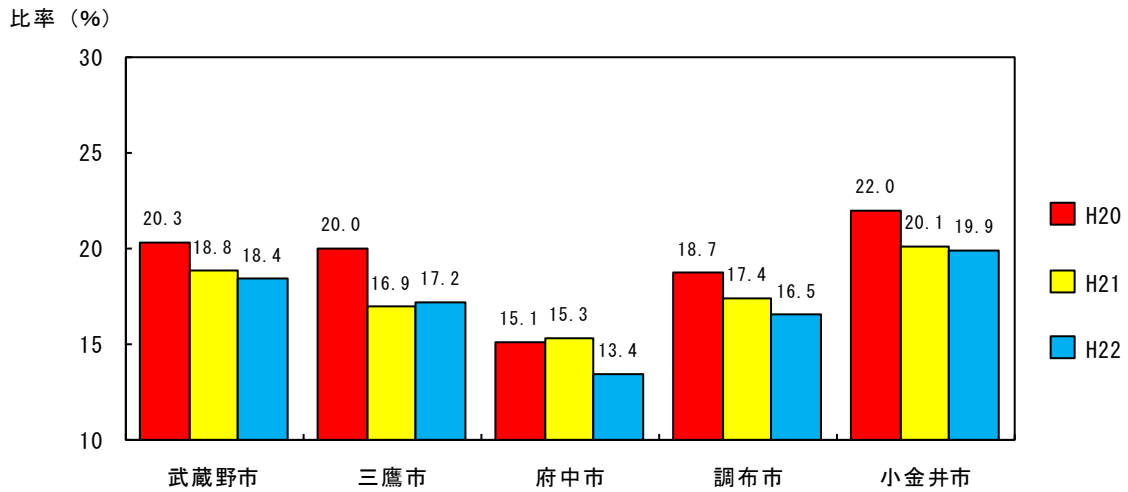
ウ 平成 22 年度の人件費比率

平成 22 年度の人件費比率は 17.2% で、前年度と比較すると 0.3 ポイント上昇しています。これは、期末手当の支給月数の減や給料月額引下げによる職員給の減はあるものの、定年退職者数の増により退職手当が増となったことなどによるものです。

【図 V-11】 三鷹市人件費比率の推移



【図 V-12】 近隣市人件費比率の比較



4 「地方公共団体財政健全化法」による健全化判断比率

「地方公共団体財政健全化法」が平成19年6月に成立し、平成19年度決算から、財政の健全度を測る指標として、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定し、公表することとなりました。また、公営企業の経営の健全性に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することとなりました。さらに、平成20年度決算からは同法が全面的に施行され、健全化判断比率が一定の基準以上となった場合の「財政健全化計画」の策定の義務付けなどの規定も適用されることとなりました。

本市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率等は、【図V-13】のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、分子にあたる実質赤字額が発生していないため、表示される数値はありません。

実質公債費比率は4.1%で、前年度と比べて1.0ポイントの減となりました（156ページ参照）。

将来負担比率は35.3%で、前年度と比較すると0.3ポイントの減となりました。これは、三鷹市土地開発公社が先行取得した用地を買戻したことや、平成22年度臨時財政対策債発行可能額が今後の基準財政需要額に見込額として算入されたことなどにより、将来負担額に充当することのできる特定財源が増となったことなどによるものです。

公営企業（下水道事業特別会計）に係る資金不足比率についても、分子となる資金不足額が発生していないため、表示される数値はありません。

以上のように、本市の平成22年度決算に基づく健全化判断比率等は、いずれも法律に規定される基準に至る状況にはありません。今後も「自治基本条例」に定める自治体経営の趣旨に従い、財政状況をはじめとして適切な情報公開、情報提供を行いながら、健全な財政運営を進めていきます。

【図V-13】健全化判断比率等

区 分	平成22年度	平成21年度	増 △減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.59%	20.00%
連結実質赤字比率	—	—	—	16.59%	35.00%
実質公債費比率	4.1%	5.1%	△1.0ポイント	25.0%	35.0%
将来負担比率	35.3%	35.6%	△0.3ポイント	350.0%	
資金不足比率	—	—	—	※ 20.0%	

※ 経営健全化基準

～財政の健全化判断比率～

実質赤字比率

一般会計等における実質赤字額（歳出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

すべての会計の実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率の3年平均（156 ページ参照）

将来負担比率

一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$	<p>A：将来負担額※ B：充当可能基金額 C：特定財源見込額 D：地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 E：標準財政規模 F：元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額</p>
---	--

※「将来負担額」は、地方債の現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当負担見込額などです。

以上の健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとされています。また、財政再生基準以上となった場合は、いわゆる「財政破たん」の状況とされ、国等の関与による確実な再生に取り組むこととされています。

なお、公営企業については、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率である「資金不足比率」が指標として定められ、この比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めることとされています。

5 財務諸表

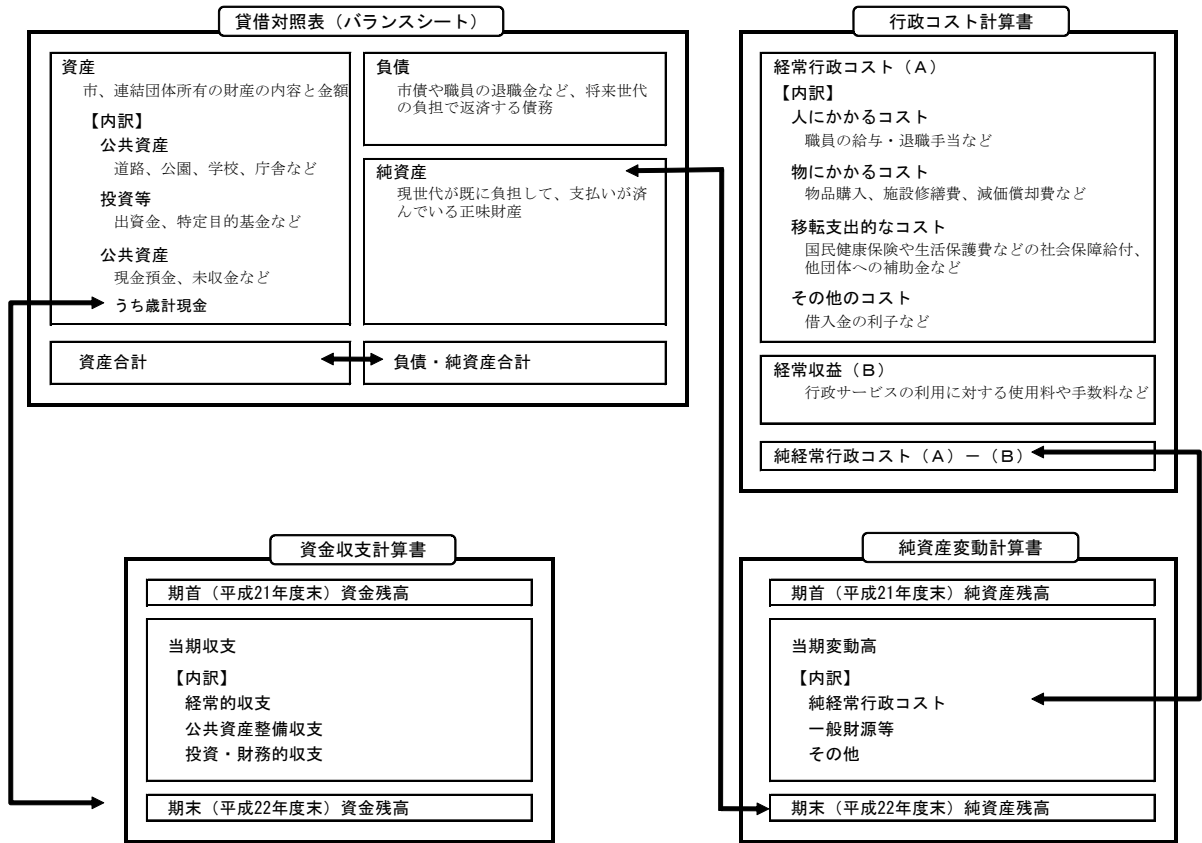
近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

三鷹市においても、平成 12 年に総務省から示された「旧総務省方式」により財務諸表を作成・公表してきましたが、平成 18 年には「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が示され、関連団体等も含めた連結財務諸表の整備が求められました。そのため、平成 21 年度決算から新たに「総務省方式改定モデル」による財務諸表 4 表（貸借対照表、純資産変動計算書、行政コスト計算書、資金収支計算書）を作成しています（【図 V-14】）。

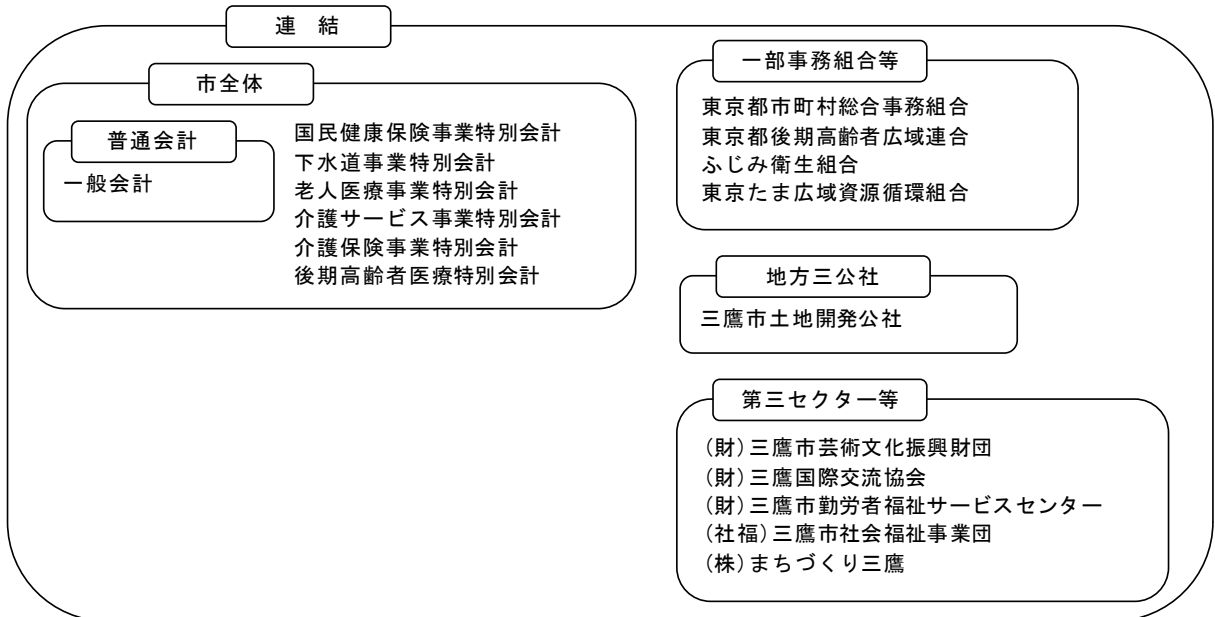
これは、財務諸表 4 表それぞれについて、決算統計における普通会計をベースとした「普通会計財務諸表」、これに 6 つの特別会計を加えた「三鷹市全体の財務諸表」、地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体（土地開発公社、市が資本金等の 1/2 以上を出資している法人・株式会社等）や一部事務組合を加えた「連結財務諸表」の 3 パターンを作成するものです（【図 V-15】）。

財務諸表（平成 22 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

【図 V - 14】 財務諸表 4 表の関係



【図 V - 15】 財務諸表の連結の範囲



※ 三鷹市芸術文化振興財団は平成23年4月1日から、三鷹国際交流協会は平成24年4月1日から、それぞれ公益財団法人に移行しています。

(1) 貸借対照表（バランスシート）

ア 貸借対照表（バランスシート）とは

貸借対照表とは、会計年度末において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。

貸借対照表では、【図V-16】のように、借方（左側）には資産、貸方（右側）には負債と純資産が表示されます。負債と純資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか（資金の調達）を、資産はその調達した資金を何に使ったか（資金の使途）を表しています。

そして、借方である資産（財産）合計と、貸方である負債・純資産（財源）合計は、 $資産 = 負債 + 純資産$ という関係にあり、必ず一致し釣り合う（バランスすることから、バランスシートとも呼ばれます。

なお、自治体の貸借対照表では民間企業における「資本」という概念がなく、「純資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。

【図V-16】 貸借対照表の構造

借方 (資金の使途)	借方	貸方 (資金の調達先)
	資産 (土地、建物、基金、現金等)	負債 (地方債、退職手当引当金等) 純資産 (国庫支出金、都支出金、一般財源等)

イ 貸借対照表の分析

平成22年度の普通会計における貸借対照表では、資産の合計2,382.4億円のうち、93.5%が有形固定資産となっており、有形固定資産の内訳は、道路や公園などの「生活インフラ・国土保全」が最も多く、有形固定資産全体の51.1%、次いで小中学校や体育館などの「教育」が27.1%、庁舎、コミュニティ・センター、芸術文化センターなどの「総務」が14.9%となっています。また、負債の合計は520億円で、その大半が有形固定資産を取得する際の財源となった地方債で占められています。

市全体の貸借対照表を見てみると、普通会計と比較し、負債の増加率が資産の増加率を上回っています（【図V-18】）。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達を行ってきたことによります。

連結貸借対照表では、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の平成 22 年度末の借入金残高が、81 億 8,609 万 9 千円（国の生活再建制度に基づく事業に係る借入金を除く）で、負債総額の約 10.4%を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

【図 V-17】平成 22 年度 貸借対照表

(単位:億円)

借方	普通会計	市全体	連結	貸方	普通会計	市全体	連結
[資産の部]				[負債の部]			
1 公共資産				1 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,227.4	2,451.7	2,624.2	(1) 地方債	369.2	483.3	623.6
(2) 無形固定資産	0.0	0.0	1.0	(2) 長期未払金	2.0	2.0	2.0
(3) 売却可能資産	12.6	12.6	12.6	(3) 退職手当引当金	91.1	91.1	93.1
公共資産合計	2,240.0	2,464.3	2,637.8	(4) その他	0.2	0.2	2.3
2 投資等				固定負債合計	462.5	576.6	721.0
(1) 投資及び出資金	19.5	19.5	3.9	2 流動負債			
(2) 基金等	54.7	59.8	78.7	(1) 翌年度償還予定地方債	39.3	44.6	45.8
(3) 長期延滞債権	15.5	22.0	22.0	(2) 未払金	0.7	0.7	1.2
(4) 回収不能見込額	△4.5	△7.2	△7.2	(3) 翌年度償還退職手当	12.0	12.0	12.0
(5) その他	0.1	0.1	0.1	(4) 賞与引当金	5.6	5.9	6.0
投資等合計	85.3	94.2	97.5	(5) その他	0.0	0.0	2.0
3 流動資産				流動負債合計	57.6	63.2	67.0
(1) 現金・預金	52.6	55.6	64.5	負債合計	520.1	639.8	788.0
(2) 未収金	4.5	6.9	7.3	[純資産の部]			
(3) その他	0.0	0.0	0.2	純資産合計	1,862.3	1,981.2	2,019.3
流動資産合計	57.1	62.5	72.0				
資産合計	2,382.4	2,621.0	2,807.3	負債・純資産合計	2,382.4	2,621.0	2,807.3

【図 V-18】貸借対照表の比較

(単位:億円)

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資産合計	2,382.4	2,621.0	1.10倍	2,807.3	1.18倍
負債合計	520.1	639.8	1.23倍	788.0	1.52倍
純資産	1,862.3	1,981.2	1.06倍	2,019.3	1.08倍

(2) 行政コスト計算書

ア 行政コスト計算書とは

貸借対照表が一定時点で保有する資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（行政コスト）とその財源となった対価（使用料・手数料等）を表示しています。

行政コスト計算書は、「経常行政コスト」と「経常収益」から構成され、これらを差引きしたものが「純経常行政コスト」となります。

経常行政コストは、「人にかかるコスト（人件費等）」、「物にかかるコスト（物件費・維持補修費等）」、「移転支出的なコスト（社会保障費・補助金等）」、「その他のコスト」の4つの性質に分類されます。

また、経常収益は、行政サービスの直接の対価として得られた財源のみを計上し、使用料・手数料と分担金・負担金・寄附金に分けて表示しています。それぞれの項目については、発生主義の考え方にに基づき、1年間の調定額を計上しています。

イ 行政コスト計算書の分析

普通会計における平成22年度の状況では、「福祉」の割合が最も多くなっています。貸借対照表における有形固定資産の割合は低い「福祉」ですが、行政コストの面からみると、生活保護費や子ども手当の支給など、人的・給付サービス（移転支出的なコスト）の比重が大きいことから、高い割合を示すことが特徴点です。

同様に、三鷹市全体の行政コスト計算書では、国民健康保険事業や介護保険事業などの保険給付が加算されることにより、移転支出的なコストの増大が見られますが、特別会計は「特定の歳入をもって特定の歳出にあてる」性格を持っているため、使用料や保険料といった経常収益の割合も高くなっています。

【図V-19】平成22年度 行政コスト計算書

(単位：億円)

								市全体	連結
	普通会計	生活インフラ ・国土保全	教育	福祉	環境衛生	総務	その他		
人にかかるコスト	104.5	10.1	28.2	32.2	4.9	23.2	6.0	109.9	122.1
物にかかるコスト	142.4	16.0	33.9	18.4	28.7	38.9	6.6	182.9	202.1
移転支出的なコスト	293.0	11.3	7.4	230.8	9.4	9.2	24.8	481.4	618.2
その他のコスト	8.5	0	0	0	0	0	8.5	15.5	43.5
経常行政コスト 計	548.4	37.5	69.4	281.4	42.9	71.3	45.8	789.7	985.8
使用料・手数料	14.1	0.5	0.5	4.1	4.8	1.7	2.6	14.1	14.2
分担金・負担金・寄附金	6.5	0.1	0.1	4.0	2.2	0.0	0.0	72.4	166.1
保険料	0	0	0	0	0	0	0	74.1	74.1
事業収益	0	0	0	0	0	0	0	24.2	61.5
その他サービス収入	0	0	0	0	0	0	0	2.1	9.7
経常収益 計	20.6	0.6	0.6	8.1	7.1	1.8	2.6	186.9	325.4
(差引) 純経常行政コスト	527.7	36.9	68.9	273.3	35.9	69.5	43.3	602.8	660.4

(3) 純資産変動計算書

ア 純資産変動計算書とは

純資産変動計算書【図V-20】は、貸借対照表（バランスシート）の純資産の部に計上されている数値（資産から負債を差し引いた残余额）が、年度内にどのように変動したか、どのような財源や要因で変動したかを示したものです。

イ 純資産変動計算書の分析

普通会計をみると、経常行政コストから直接の対価収入である経常収益を引いた純経常行政コストが527.7億円であり、それに対して地方税など直接の対価でない一般財源からの財源調達が379.7億円、国や東京都からの補助金などが154.3億円ありました。さらに臨時損益の増減などにより、最終的な期末純資産残高は期首に比べ7.6億円の減となりました。

この期末純資産の残高が年度当初から年度末に比べ増加していれば将来的な負担が軽減されたことであり、逆に減少した場合は、将来的な負担が増大したことを示します。

【図V-20】平成22年度 純資産変動計算書

	(単位:億円)		
	普通会計	市全体	連 結
期首純資産残高	1,869.9	1,992.6	2,036.3
純経常行政コスト	△ 527.7	△ 602.8	△ 660.4
一般財源			
地方税	341.7	341.7	341.7
地方交付税	0.3	0.3	0.3
その他行政コスト充当財源	37.7	27.0	32.0
補助金等受入	154.3	236.2	284.5
臨時損益			
災害復旧事業費	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.1
公共資産除売却損益	3.2	3.2	3.2
投資損失	0	0	0
収益事業純損失	0	0	0
損失補償履行確定額	0	0	0
損失補償等引当金繰入等	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
第三セクター等に対する出資金の増資	0	0	0
勸奨退職による割増退職金	0	0	0
資産評価替えによる変動額	△ 16.7	△ 16.7	△ 16.7
無償受贈資産受入	0	0	0
その他	0	0	1.0
期末純資産残高	1,862.3	1,981.2	2,021.6

(4) 資金収支計算書

ア 資金収支計算書（キャッシュ・フロー）とは

資金収支計算書（キャッシュ・フロー）【図V-21】とは、一会計年度中における資金の流れ（増加又は減少）を表示した計算書です。

自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、さらにこの資金収支計算書を作成することにより、一定の活動区分における資金調達の源泉とその使途が明確になります。

資金収支計算書では、資金の流れについて、経常的に行われる地方公共団体の行政活動にかかわる資金の流れを示す「経常的収支」、いわゆる公共事業に伴う収支（資金の使途とその財源の状況）を示す「公共資産整備収支」、出資・貸付・基金の積み立て、借入の返済などによる支出とその財源を示す「投資・財務的収支」の大きく三つの区分で示しています。

区分相互の関係は、「経常的収支」の部で生じた余剰で「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の収支不足を補てんする関係になっていて、例えば「経常的収支」の部の余剰よりも「公共資産整備収支」と「投資・財務的収支」の部の赤字額が大きい場合、期首にあった歳計現金が減少していることを示しています。

イ 資金収支計算書の分析

普通会計における平成 22 年度資金収支計算書では、公共資産整備収支の部で 17.1 億円、投資・財務的収支の部で 45.9 億円の赤字となっていますが、経常的収支の部で 64.9 億円の黒字となっていることから、平成 22 年度の歳計現金は 1.9 億円の余剰が発生し、期末の歳計現金残高は 15.6 億円になりました。

平成 22 年度における三鷹市全体と連結資金収支計算書も同様に、期末歳計現金残高は期首と比較して増となりました。

【図 V-21】平成 22 年度 資金収支計算書

	(単位：億円)		
	普通会計	市全体	連結
経常的収支	64.9	76.6	95.2
支出	506.8	743.8	957.3
収入	571.7	820.4	1,052.6
公共資産整備収支	△17.1	△17.0	△20.7
支出	60.2	66.3	78.5
収入	43.1	49.3	57.8
投資・財務的収支	△45.9	△50.6	△68.9
支出	58.1	63.9	82.6
収入	12.2	13.3	13.7
当年度歳計現金増減額	1.9	9.0	5.7
期首歳計現金残高	13.7	16.0	28.8
負担割合変更に伴う差額	0	0	△0.3
期末歳計現金残高	15.6	25.0	34.5

6 財政比較分析表等について

「財政比較分析表」は、財政の健全化を推進するとともに、他団体と比較可能な指標をもって市民の皆さんに分かりやすく情報を開示するため、国が示す方式に則り、作成することとされているものです。

三鷹市でも、厳しい財政状況の中で、財政運営上の課題をより明確にするため、類似団体や都内自治体との比較・分析を行いながら、「財政比較分析表」や「歳出比較分析表」を作成し、自治体経営白書等で公表してきました。

また、一般会計に加え、特別会計の状況や第三セクター等の経営状況及び財政援助の状況も含めた総合的な財政状況を、「財政状況等一覧表」により公表してきたところです。

そうした中、平成22年度決算から、これらの3つの表に決算カードを加えた資料を、新たに国が「財政状況資料集」として再編成することとなり、現在集計作成等を行っています（平成24年6月末日現在）。

そのため、現時点では、公表のための書式等が明らかにされていません。また、類似団体の決算情報の入手が困難なことなどから、国の方針が示され次第、新たな比較・分析結果について、市のホームページにてお知らせします。